

<大阪労働局・ハローワークからのお知らせ>

公正採用選考人権啓発推進員を選任されていますか！

企業は、社会の一員であり、CSR（企業の社会的責任）という観点からも、基本的人権を尊重した行動が求められており、「人権尊重」や「差別撤廃」に対する取組を重要視する必要があります。

これを採用選考の場面で見てみますと、応募者の基本的人権を尊重した上で、本人の適性・能力のみを基準として採用選考を行う「公正な採用選考」の考え方が非常に重要であると言えます。

雇用主が人権問題を正しく理解・認識し、公正な採用選考を行うために、厚生労働省は公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）制度を設け、事業所ごとに推進員を選任いただいております。

推進員には、ハローワーク等の研修を受講していただき、公正な採用選考システムの確立を図るための「事業所内責任者」としての役割を担っていただきます。

未だ推進員を選任されていない事業所は、制度の内容についてご理解いただきまして、推進員を選任し、管轄のハローワークに推進員の選任報告書を提出いただきますようお願いいたします。

また、推進員が異動等で変更となった際には、異動報告書の提出をお願いしているところですが、提出いただいていない事業所が多数見受けられます。推進員の変更があった際は、異動報告書の提出をお願いいたします。

なお、大阪労働局と大阪府内のハローワークは、平成26年1月に大阪府内の事業所に対し、推進員の現状確認調査を実施いたします。管轄のハローワークより調査に関する書類を郵送させていただいた際は、ご回答頂きますようご協力をお願いいたします。

→詳しくは、大阪労働局ホームページをご覧ください。

大阪労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>